



気になるこの用語

新連載

消費生活相談の周辺用語（言葉）を取り上げ、やさしく解説します。

中村 新造 Nakamura Shinzo 弁護士

東京芝法律事務所。日弁連消費者問題対策委員会副委員長。共著に『お買い物で世界を変える』（岩波ブックレット、2016年）、『Q&A 振り込め詐欺救済法ガイドブック—口座凍結の手続と実践—』（民事法研究会、2013年）など。

強制執行

相談が再び急増している「架空請求」のトラブルでは、法律用語をデタラメに使って消費者の不安をあおります。詐欺の手口などで悪用されることが多い「強制執行」という用語を今号では取り上げます。

? 強制執行ってなに？

長い年月をかけて裁判をして「100万円を支払え」とか「自宅を明け渡せ」「親の形見を引き渡せ」などと命じる判決をもらったのに、相手が判決に従って任意に支払いや明渡しをしてくれないことがあります。これでは、せっかくもらった判決も“絵に描いた餅”となってしまいます。

そこで、このようなときには、この判決に基づいて、改めて、裁判所に“強制執行”の申立てをして、国家の強制力によって判決で命じられた内容を実現することができます。

? どのような手続きがあるの？

強制執行について定めているのは民事執行法という法律です*1。主なものとして以下のような手続きがあります。

●「100万円を支払え」という判決をもらった場合

金員の支払いを命じる判決が下された場合、強制執行の種類は、その対象となる財産ごとに、①相手の不動産（土地、建物）を差し押さえて、売却し、その代金を100万円の債権の回収に充てる場合（不動産執行）②相手の給与、賃料、預金を差し押さえて、それを雇主、賃借人、銀行から取り立てて、債権回収に充てる場合（債権執行）③相手の家財道具、貴金属を差し押さえて、売却し、その代金を債権回収に充てる場

合（動産執行）に区別することができます。これらは金銭債権の満足を図るものなので、“金銭執行”と呼ばれています。

●「自宅を明け渡せ」「親の形見を引き渡せ」という判決をもらった場合

不動産の明渡しや動産の引渡しの判決が下された場合、執行官が、強制的に、不動産（自宅）の明渡しや動産（親の形見）の引渡しを行います。これらは金銭の支払いを目的としない債権の満足を図るものなので“非金銭執行”と呼ばれています。

? 強制執行をするためには？

強制執行をするためには、実は「100万円を支払え」という判決が手元にあるだけでは足りません。①判決（債務名義）のほかに、②執行文、③送達証明が必要です。この①②③は強制執行をするための3点セットといわれています（26ページ「用語の補足説明」）。

? 実際に強制執行するのは簡単ではない!?

相手の財産を探すのは自力で

たとえ「100万円を支払え」という判決をもらっていたとしても、実際に差押えを行う相手の財産は、自分で探す必要があります。裁判所が「100万円を支払え」という判決を下しても、相手の財産までは探してくれません。先

*1 民事執行法は、①強制執行（22～174条）②担保権の実行（180～194条）③形式的競売（195条）④財産開示（196～203条）について定めています。本稿では①について説明しています。



に述べたとおり、強制執行する対象の財産は、不動産でも動産でも債権でも構いません。例えば、不動産登記簿を取り寄せたり、給与や売掛金の有無を調べたりすることが一般的です。

費用倒れの可能性も

また、相手の財産が見つかったとしても、価値がとてもし低い場合には、結局費用倒れになることもあります。費用倒れになるか否かについて、裁判所は調べたり教えたりしてくれません。ですから、強制執行の申立てをするに当たっては相手の財産にどのくらいの価値があるのか、自分で十分な調査と検討が必要となるのです。

強制執行をされる立場になってしまったら？

消費者問題としては、「サラ金からの借金やクレジット代金を放置していたら支払督促を受けた」などのケースがあります。もし消費者が悪質商法の被害にあい、業者にだまされ訴状を放置してしまったなどのケースで意に沿わない判決を下され、強制執行をされる立場になった場合、救済方法はあるのでしょうか。最後に、債務者のための救済方法を見ていきましょう。

民事執行においては、有効な債務名義が存在

する以上、債権者の権利の存在が確定されたと判断されるため、手続は迅速に進行することになります。そこで、“違法執行”（執行の手続要件を満たしておらず違法といえる場合）または“不当執行”（執行の手続要件は満たしているのに違法ではないが、債務名義に記載された実体上の請求権がない、執行対象物が第三者の所有物であった等の理由のため不当といえる場合）と考えられる場合、債務者から異議を申し立てる必要があります。

以下、よく利用される不当執行に対する異議申立手続を紹介します*³。

請求異議の訴え（同法35条）

債務名義に表示された請求権と実体上の権利関係に不一致がある場合、債務者は、請求異議の訴えを提起することができます。

第三者異議の訴え（同法38条）

強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡または引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、第三者異議の訴えを提起することができます。

このように強制執行は簡単な手続きではありません。強制執行が問題となりそうだったときは、早めに弁護士等に相談してください。

用語の補足説明

債務名義

債務名義とは、難しく言うと、強制執行手続前に、この手続きとは別個の法定の権利判定手続によって作成された給付請求権の存在と範囲を公証する文書のことをいいます。

債務名義として最も有名なものは“確定判決”です（民事執行法 22 条 1 号）。確定判決以外にも色々な種類の債務名義がありますが、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述（これを“強制執行受諾文言”といいます）が記載されている公正証書（同法 22 条 5 号。これを“執行証書”といいます）が実務上よく利用されています*²。

執行文

債務名義が存在していても、それだけでは強制執行は実施できません。たとえ判決の正本（原本と同じ効力をもつ写しのことです）があっても、その判決が確定しているか、判決に条件が付されている場合にその条件が成就しているか等については、判決を見ただけでは分からないからです。

そこで、債務名義の正本の末尾に執行力がある旨の証明を付記する必要があるとされており、これを“執行文”といいます（民事執行法 25 条）。

例えば、判決については事件の記録が存在する裁判所の書記官が、公正証書については原本を保存する公証人が執行文の付与を申立てることになります（同法 26 条 1 項）。

送達証明

強制執行を開始するためには、債務名義の正本または謄本があらかじめまたは同時に債務者に送達されていなければなりません（同法 29 条前段）。これは、債務者にいかなる債務名義に基づいて強制執行が行われるかを知らせ、防御の機会を与えるためです。そこで、債務者に債務名義が送達されたことを証明する書類が必要となり、これを“送達証明”といいます。

*² 債務名義の種類については、民事執行法 22 条に法定されています。

*³ 強制執行に対して債務者が取り得る不服申立手段としては、①執行文付与に関する違法②違法執行③不当執行に区別することができます。本稿では③について説明します。